

○美里町野外活動施設条例

平成25年3月14日

条例第21号

美里町野外活動施設条例(平成18年美里町条例第112号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、美里町野外活動施設(以下「野外活動施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青少年の野外での活動を助長し、基礎体力の向上と健全な精神を養うとともに町民のレクリエーションの振興を図り、健康増進に寄与するため、野外活動施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 野外活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美里町野外活動施設	美里町木間塚字中央1番地

(職員)

第4条 野外活動施設に施設長その他必要な職員を置くことができる。ただし、[第17条](#)の規定により管理を行う場合は、この限りでない。

(休業日)

第5条 野外活動施設における休業日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用許可)

第6条 野外活動施設を使用しようとする者は、所定の申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[前項](#)の使用の許可をしないことができる。使用の変更を許可するときも、また同様とする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 野外活動施設の設置目的に反し、又は管理上不適當と認めるとき。

(4) 災害その他の事故により野外活動施設が使用できないとき。

(5) 工事その他の都合により町長が特に必要と認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 野外活動施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。

(2) 施設又は設備の原状を変更しないこと。

(3) 使用目的外に使用しないこと。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、町長が定めること。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第6条第1項](#)の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) [第6条第2項各号](#)のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) [前条](#)の規定に違反したとき。

(3) 使用許可の申請に偽りの記載があったとき。

(4) 使用許可の条件又は町長の指示に違反したとき。

2 [前項](#)の規定により使用許可の取消し等があった場合において、損害が生じたとしても、町長は賠償の責めを負わない。

(特別の設備等の制限)

第9条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を持ち込みしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第10条 使用者は、[別表](#)に掲げる使用料を納付しなければならない。

例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正に野外活動施設の管理を行わなければならない。
(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、美里町野外活動施設条例(平成18年美里町条例第112号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月24日条例第72号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の美里町コミュニティ施設条例の規定、第2条の規定による改正後の美里町スポーツ施設条例の規定、第3条の規定による改正後の美里町野外活動施設条例の規定及び第4条の規定による改正後の美里町文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

使用区分	使用時間 午前9時から午後5時まで (1時間当たりの額)	午後5時から翌日の午前9時まで (1時間当たりの額)
全施設	400円	210円
管理棟	130円	70円
野外ステージ	130円	70円
調理場	130円	70円
テントコーナー	1張り130円	1張り70円

備考

- 1 使用料の算定の際、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として算定する。
- 2 使用料を算定する場合において、当該確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 上記金額には、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税に相当する額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含む。

○美里町野外活動施設条例施行規則

平成25年4月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町野外活動施設条例(平成25年美里町条例21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第6条の規定により野外活動施設の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の7日前までに、野外活動施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、許可するときは、野外活動施設使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用許可の変更)

第3条 前条第2項の規定により使用許可を受けた事項を変更する場合は、野外活動施設許可申請事項変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その変更の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、許可するときは、野外活動施設許可申請事項変更許可書(様式第4号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第4条 条例第7条第4号の規定により町長が定める使用者の遵守事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備、器具以外を使用しないこと。
- (3) 広告物等の掲示、配布又は看板立札等の設置を行わないこと。
- (4) 感染症患者、めいいてい者及び火薬凶器等の危険物を携帯し、又は動物を伴う者(身体障害者補助犬等を除く。)その他施設内の秩序風俗を乱すおそれがあると認められる者を入館させないこと。
- (5) 火災及び盗難の防止に留意すること。
- (6) 指定した場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (7) 使用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講じること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(特別の設備等の制限)

第5条 条例第9条の規定により、特別の設備の設置等の許可を受けようとする者は、野外活動施設特別設備等設置許可申請書(様式第5号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を許可したときは、野外活動施設特別設備等設置許可書(様式第6号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定により町長が減免する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第11条第1号から第6号までの規定のいずれかに該当するとき。 全額
- (2) 条例第11条第7号に該当するとき。 町長が認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、野外活動施設使用料減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、野外活動施設使用料の減額又は免除について承認したときは、野外活動施設使用料減免決定通知書(様式第8号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定により町長が還付する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第1号及び第2号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第12条第3号に該当するとき。 町長が認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、野外活動施設使用料還付申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、野外活動施設使用料の還付について承認したときは、野外活動施設使用料還付決定通知書(様式第10号)を当該申請者に交付しなければならない。

(入館の規制等)

第8条 町長は、施設の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又は管理上必要な指示に従わない者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第9条 条例第17条の規定により指定管理者に野外活動施設の管理を行わせる場合における第2条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付)